

【将来負担比率】

○ 将来負担比率とは

- ・ 当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。
- ・ 一般会計等の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言えます。

○ 計算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ※1} - (\text{充当可能基金額 ※2} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※1 イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※2 上記イからヘまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条に規定する基金

○ この指標の見方

- ・ 計算式のとおり、複数の要素を合算、差引しているため、個々の構成要素について検証することが必要になります。同水準の比率であっても、どのような将来負担額がどの程度存在するかが団体の将来負担の状況や特徴を表します。

(参考) 将来負担額の構成要素の見方

① 地方債現在高、債務負担行為

これらの要素は計上された額が直接、将来の公債費負担に変わります。ただし単年度の影響の大きさは償還年限や設定年数により異なります。

② 公営企業、組合負担、設立団体等

一般会計以外の会計や組合等への負担見込です。これらの要素が大きい場合は、団体本体以外の要素について検証が必要な可能性があります。

③ 連結赤字、組合連結

決算時点で存在する赤字ですので、個々に解消すべき要素です。

- ・ この指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率と異なり、当該年度の収支状況や公債費負担の程度ではなく、文字通り将来の負担の度合いを表すものですから、この比率が高い場合は、将来、実質公債費比率が増大すること等により、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなるということに留意して、個々の要素を検証することが必要です。